

札幌市電車乗車料金条例及び札幌市高速電車乗車料金条例の一部
を改正する条例案

平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市電車乗車料金条例及び札幌市高速電車乗車料金条例の一部
を改正する条例

（札幌市電車乗車料金条例の一部改正）

第1条 札幌市電車乗車料金条例（昭和45年条例第34号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項の表普通定期料金の項中「8,040円」を「8,190円」に、「22,910円」を「23,330円」に、「5,760円」を「5,870円」に、「16,420円」を「16,720円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「10,260円」を「10,450円」に改める。

(2) 第5条第4項第3号中「（前2号に該当する者を除く。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその同行の介護人

（札幌市高速電車乗車料金条例の一部改正）

第2条 札幌市高速電車乗車料金条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

(1) 第7条第4項第3号中「（前2号に該当する者を除く。）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて

いる者及びその同行の介護人

(2) 別表1中「200円」を「210円」に、「320円」を「330円」に、「350円」を「360円」に、「370円」を「380円」に、「100円」を「110円」に、「160円」を「170円」に改める。

(3) 別表2 普通定期料金の項を次のように改める。

普通 定期 料金	通勤	1月	8,820円	10,500円	12,180円	13,860円	15,120円	15,960円
		3月	25,140円	29,930円	34,710円	39,500円	43,090円	45,490円
	通学(大 人)	1月	5,040円	6,000円	6,960円	7,920円	8,640円	9,120円
		3月	14,360円	17,100円	19,840円	22,570円	24,620円	25,990円
	通学(小 児)	1月	2,520円	3,000円	3,480円	3,960円	4,320円	4,560円
		3月	7,180円	8,550円	9,920円	11,290円	12,310円	13,000円

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第1条中札幌市電車乗車料金条例第5条第4項第3号の改正規定及び同号を同項第4号とし、同項第2号の次に1号を加える改正規定並びに第2条中札幌市高速電車乗車料金条例第7条第4項第3号の改正規定及び同号を同項第4号とし、同項第2号の次に1号を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(理 由)

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等に対して路面電車及び地下鉄の乗車料金を割引するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、路面電車及び地下鉄の乗車料金について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うため、本案を提出する。